

○伊佐市におけるあらゆる差別を撤廃し人権を擁護する条例

平成20年11月 1 日

条例第132号

改正 令和 2 年 3 月 23 日 条例第 7 号

(題名改称)

(目的)

第 1 条 この条例は、日本国憲法をはじめ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(平成28年法律第68号)、部落差別の解消の推進に関する法律(平成28年法律第109号)等の基本理念及びその趣旨を踏まえ、あらゆる差別により人間の尊厳が侵されていることに鑑み、速やかにあらゆる差別の撤廃と人権擁護を図るため、市及び市民の責務を明らかにするとともに市の施策の基本となる事項を定めることにより、人権尊重を基調とする差別のない明るい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第 2 条 市は、前条の目的を達成するため、市政のすべての分野にわたり必要な施策を推進するとともに、市民の人権意識の高揚に努めるものとする。

2 市は、基本的人権を尊重し、あらゆる差別の根本的かつ速やかな解決を図るため、必要な施策を推進するものとする。

(市民の責務)

第 3 条 すべての市民は、この条例の精神を尊重し、自ら人権啓発に努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとする。

2 すべての市民は、あらゆる差別及び人権侵害に関する行為をしてはならない。

(相談体制の充実)

第 4 条 市は、あらゆる差別に関する相談に的確に応じるため、相談体制の充実に努めるものとする。

(教育及び啓発活動の充実)

第 5 条 市は、市民の人権意識の高揚を図るため、国、県及び関係団体と連携の上、人権教育及び人権啓発活動を積極的に推進し、人権擁護の社会づくりに努めるものとする。

(調査の実施)

第6条 市は、施策並びに教育及び啓発活動を効果的に推進するため、必要に応じ、調査研究を行うものとする。

(推進体制の充実)

第7条 市は、この条例に基づく施策を効果的に推進するため、国、県及び関係団体との連携を強化し、推進体制の充実に努めるものとする。

(協議会の設置)

第8条 市は、あらゆる差別の撤廃と人権施策に関する重要事項について審議する機関として、伊佐市人権擁護推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、委員25人以内をもって組織する。この場合において、男女の数に均衡を失しないように務めるものとする。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験のある者

(2) 関係機関及び団体の代表

(3) 関係行政機関の職員

(4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認めるもの

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任することができる。

6 協議会の運営に関する事項は、規則で定める。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年11月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱し、又は任命された協議会の委員の任期は、第7条第4項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則(令和2年3月23日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。